

| 一部改正後 (R5. 4. 1～)   | 改正前   |
|---|---|
| <p><b>第2章 情報の共有</b><br/>(個人情報の保護)</p> <p>第11条 市は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより、及び同法の施行に関し必要な条例を定め、個人情報を適切に取り扱わなければならない。</p> <p>【解説】<br/>詳細については、「伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」により定めています。</p> | <p><b>第2章 情報の共有</b><br/>(個人情報の保護)</p> <p>第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 前項に関することは、別に定める。</p> <p>【解説】<br/>第2項の別に定める規定は、「伊賀市個人情報保護条例」により定めています。</p> |